

実践報告・事例報告における倫理的配慮

愛知県看護学会へ応募された演題において、実践報告や事例報告が増えています。実践報告や事例報告をする場合の倫理的配慮について、以下を参考にして、抄録作成を行ってください。

1. 日常的に行った看護実践や実習で担当した事例を発表したい場合

可能な限り対象者の同意を得てください。

対象者が退院している、または亡くなっているため接触が不可能等、同意を得ることが困難となる場合は、病院の倫理委員会や看護部の代表者等に発表に関する承認を得てください。抄録や発表では、個人が特定されないように配慮をしてください。

実習で担当した患者さんのことを発表する場合、実習で受け持ちをすることとは別に対象者に同意をとることが必要となります。

【個人が特定されないような配慮の例】

- ・ 名前はイニシャルを使用せず、Aさんあるいは「事例1」等と表記する
- ・ 入院年月日、通院年月日をそのまま記載せず、X年Y月のようにアルファベットを用いて表記したり、発症から〇ヶ月等と表記する
- ・ 結果や考察に関係しない情報は記載しない（結果や考察に関係のない生育歴、経過、疾患名、家族関係、検査データ等）

◆倫理的配慮の記載例◆

- ・ 個人情報保護と発表について対象者に口頭・書面にて説明し承認を得た。また、A病院倫理委員会の承認を得た（承認番号：〇〇〇〇）。
- ・ 個人が特定できないように十分な倫理的配慮を行った。また、発表にあたり所属施設の看護部の承認を得た。

2. 職員への教育、業務改善の評価を発表したい場合

学会での発表に関する所属施設の規定（倫理委員会等※）に従ってください。個人が特定されないような配慮を行ってください。

※倫理委員会が所属施設にない場合は、所属施設の規定に従い、所属施設の長に発表に関する承認を得る等の手続きをしてください。

◆倫理的配慮の記載例◆

- ・ 発表に関して所属施設の長の承認を得た。個人が特定されないように十分な倫理的配慮を行った。